

平成30年度 第12回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成31年3月20日(水) 午後1時30分～午後2時25分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 9名 欠席委員 1名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 井上 瞳

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

平成30年度 第12回播磨町農業委員会

日時：平成31年3月20日

開会 午後1時30分

○議長 ただ今から農業委員会を始めさせていただきます。本日は福壽委員が欠席ということですが、9名定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。次に議事録ですが、3番委員の日和佐委員と4番委員の井澤委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは議事を進めさせていただきたいと思ひます。まず議案第20号「農地法第4条第1項7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明

○議長 ありがとうございます。では、1番を現地調査していただきました井澤委員さん、報告をお願いいたします。

○井澤委員 それでは、場所は4ページをご覧くださいと思います。写真は1ページの一番上ですね。

まず4ページをご覧くださいと思いますが、ちょうど [] 線の [] の交差点があるのですが、その右側の角ですね。この斜線部分が当該地です。それでこの土地は現況を見てきましたら、全部塀に囲まれた中にありまして、一部家屋にも掛かっております。図面にもあるのですが、 [] さんが住んでおられたところでして、 [] さんの [] さんが平成29年に亡くなっております。そしてその後は空き家になっております。 [] さんとの関係ですが、 [] さんが [] さんのおばさんにあたります。それでおばさんは、子供がいまなし、もちろん両親も亡くなっておられますし、御兄弟

もおられなくて、その御兄弟の子供さんである■■■■さんが今回、相続されています。写真はなかなか中側が写って見にくいのですが、この写真はちょうど4ページの図面の斜線の部分の右の上の肩に矢印があります。その下辺りから写した分です。その中は右側に屋根が見えるのですが、それまでのところにこの土地がありまして、一部家屋にも掛かっています。主に庭のような感じですね。真ん中にはちょっと舗装されて中にもう一つ門があるのですが、そこまでにつながるのにはコンクリートがあって、その両サイドにちょっとした植木が植わっております。ずっと以前からここはこのような形で住宅が建ってしまっていて、今回申請が出て始末書が付いております。現況はそのようなところですので、御審議よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。説明が終わったのですが、委員の皆さん方、御意見・御質問ございませんか。これは建物も含んだ土地になっているのですか。

○井澤委員 一部含んでいまして、4ページをご覧いただきましたらちょうど■■■■さんの家屋が一部掛かっています。

○議長 一部は掛かって、一部は家屋には掛かってないのですか。

○井澤委員 はい。その上の土地は地番が■■■■で既に宅地であります。

○議長 それも■■■■さんの土地になっているのですか。

○井澤委員 はい、そうです。

○議長 ちょうど東側が■■■■の建物、駐車場になっているのですね。

○井澤委員 はい、そうです。

○議長 事務局、これ始末書ありというのはどういう内容になっているのですか。

○事務局 平成29年11月におぼさんの住宅用地を相続により取得しましたが、昭和47年の建築の住宅用地が、地目が田になったままになっていました。建築時に転用届をすることを怠っておりました。このため改めて転用届を出しますので、よろしくお願ひしますということです。

○議長 いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。続きまして2番を現地調査していただいた藤谷委員さん、説明、お願いいたします。

○藤谷委員 まず地図の5ページを見てください。この地図では[]からこの下の[]の下を通過して、[]の踏切までの[]の側道から、南に下がって[]の方から、西に向かって[]方面に撮った写真が添付されているのが、写真の1番の真ん中です。これは、一面長方形できれいな田んぼです。前に6メートルの道路がついて、何も問題になるところはないと思います。以上です。

○議長 はい。委員の皆様方いかがでございますか。

○梅谷委員 これ一部は田んぼのまま、中にあぜがなかったのですが、中のあぜの部分は置いておくということですか。

○岩本委員 北側で畑を残すということですね。全部転用ではなくて北側一部でちょっと畑をするということですね。

○藤谷委員 細い中にあぜがあります。その部分だけ残っています。

○議長 その場所はどの辺りですか。

○岩本委員 北側で白いところです。そんなに広くないです。

○議長 これは20平米ぐらいですね。

- 岩本委員 20ほどですね。
- 藤谷委員 何ら問題ないと思います。
- 議長 御意見ございませんか。ないようでしたら、市街化区域の転用ということで受理することに決定をいたします。次に議案第21号農地法第5条の規定による許可申請の審議のことを議題とします。事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明
- 議長 それでは1番を調査していただきました三宅委員の報告をお願いいたします。
- 三宅委員 それでは7ページ1番の [REDACTED]、地図で言いますと8ページのちょっと右下の方ですけれども、[REDACTED]、この左下の方がちょっと欠けていますけれども、ここが [REDACTED] の [REDACTED] の信号です。それから北へ上がって矢印のところですが、それから二つほど田んぼを抜けたところの今回の斜線の部分が申請地になります。このちょうど [REDACTED]、[REDACTED] と書いていますけれども、この家のところからその上の左、これも田んぼです。それからその続けて田んぼがあつて、そのちょっと下の赤線のところがありますけれども、[REDACTED] と書いていますが、このところが排水路になっています。これが該当する1番のところ。写真は1ページの一番下、これは現在休耕中ですが、これはちょうど8ページの斜線部分の矢印のある辺りから、[REDACTED] の方を見たような形で写されたものです。これが [REDACTED] の1番の田んぼです。続きまして2番、[REDACTED] のところですが、これは地図によりますと、9ページの同じようなところで、[REDACTED] の東側になります。前回と似たようなところで、前回と同じような

ところで■■■■の■■■■の信号から■■■■の方へ上がっていく、途中の■■■■の信号の手前の■■■■があるのですが、そこから前回はそのちょうど信号のところを入れていった方だったのですが、その手前南側のもう一つ南側の道を入れていったところに、■■■■の販売所がありまして、それから今言ったその■■■■の■■■■のハウスがあります。そのハウスの続きになっています。面積的には割と大きな田んぼです。それからずっと上に上がっていくと赤の交差しているところがありますが、ここは排水溝になっています。それから今の対象の■■■■の田んぼですが、その下の田んぼについては、これは稲を作っています。ただ、水についてはちょうどこの今回の田んぼの下になります。それも水路については水利組合の方で確認しております。説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。それでは今、説明がありました1番からいきましようか。■■■■の土地、委員の皆さん御意見ございませんか。

この■■■■は350mほどの近くにあるというのは、場所はどの辺りにあるのですか。

○三宅委員 ■■■■は、この地図から言うとずっと北の方です。■■■■の南側になりますね。

○議長 ■■■■さんですか。

○三宅委員 そうです。その今の対象のところと、ここら近辺を借りています。

○議長 この手前の隣接地もそうですか。

○三宅委員 手前の方は違います。ちょうど今、矢印がありますね。この田んぼがそうです。それとちょうど対角の斜めになっている、その下に■■■■がありますね。これは倉庫で、その斜めの下の田んぼと花を

作っています。それから [] の上の3と書いた田んぼ、これも作っています。

○議長 [] と言いながら、 [] というよりも [] ですね。

○三宅委員 [] と [] ですが、 [] を作って販売するという感じですね。 [] と似たようなものです。 [] もやっぱり周辺を借りて、水耕栽培みたいなことをやっています。同じような感じですね。この周辺は全部、そういう花、水耕栽培が多いですね。

○議長 特にございませんか。採決は1、2合わせてさせてもらいたいと思っていますけれども、2番目の方について御意見はございませんか。 [] もこの辺一帯全部ですね。

○三宅委員 そうですね。今回はここが出ていますけれども、前はその上の12番の右側ですね。その続きには、真ん中に資料がありますけども、 [] の下ですね。

○議長 [] はこの [] に面していますよね。

○三宅委員 はい。自動車は道路に面しています。

○議長 そこは [] と関係ないのですか。

○三宅委員 もともとはそこでやっていたのです。





○議長 他に皆さん、御意見ございませんか。そうしましたら、1番と2番合わせて採決をしたいと思えます。原案のとおり報告することに賛成委員の挙手を求めます。はい、ありがとうございました。全員挙手ということで、議案第21号は原案のとおり許可相当として現知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。説明をお願いいたします。










事務局

議案朗読及び説明

○議長 ありがとうございます。一番目を調査していただきました佐伯さんお願いをいたします。

○佐伯委員 地図は12ページ、それから写真が2ページ目の真ん中になります。場所ですけども、いうところから西の踏切へ行って昔からの道路があります。その道路と今、のからの方へ新しく道路ができていますのですけれども、この交差点、ちょうど信号の角っこの真南側に位置しています。それでここは区画整理された土地で、二方は道路、それから後の二方は住宅でもう既に宅地化された土地に接してまして、もう周辺に農地は存在しません。

○議長 今、説明がございました。委員の皆さん、御質問ございませんか。ないようでしたら、市街化区域の転用ということで転用届を受理することにいたします。続きまして2番を調査していただきました岩本さん、お願いいたします。

○岩本委員 地図は13ページです。写真は2ページの一番下です。場所は、のからへ下がるこの交差点のやや東北です。下にというのがあるのですが、その上のというところが、昔、があった、そこの北だと思っていただければ地理的にお分かりになるのかなと思います。道はの番号から入っていきましたら道路がありまして、この周りはこちらのように住宅が建っております。畝があるのですが、もう何年も何もされていないような放棄地な土地ではあります。このさんのというところは、地図から見たら今、申し上げた信号の左下です。その白い部分はきれいに更地で、一応土も入れ替えて、住宅候補地といいますか、建て直されるのか、

分譲で売られているのか分からないですけど、家はなく、住まれている家もないような状態であります。少し伺ったのですが、そのすぐ上の■■■■さんと親子関係にあると思われま

それで土地に戻りますが、斜線の右側の■■■■の下は、一つは田んぼとして他の方が耕作されていますが、その今回の斜線の周り

はもう全て住宅地で何ら問題はないと思われま

○議長 委員の皆さん、何か御質問はございませんか。

○議長 これは何か耕作されているのですか。

○岩本委員 畑の畝みたいで形は残っているのですが、草は1年に1回刈るか
どうかというような感じで何年も何も作っていないような状態
はありました。

○議長 ありがとうございます。委員の皆さん方、何か他に御意見ござ
いせんか。

○梅谷委員 異議なし。

○議長 ないようでございますので、市街化区域の転用で農地転用届を受
理することにいたしたいと思いま

す。続きまして3番のほう現地

調査していただいた藤谷さん、お願いいたします。

○藤谷委員 地図の14ページをお願いいたします。■■■■というところ
から、■■■■の田んぼから撮った写真だと思います。この地図を
見ますと進入路がないのではないかと疑いがあると思いま
すが、これは■■■■の■■■■から■■■■の踏切まで行くまでの■■■■
の側道の白いところの田んぼであって、印が入っている斜線が入
っているその道路際が空いています。だから進入路がないのでは
ないかという考えになりますが、この駐車場と書いているところを
幾つか譲り受けて、10年ぐらい前にもう進入路を作っています。

ずっとのびてこの [] さんの土地となっております。

それまでには [] の資材置場から南に下がったところを開けてもらっていて、そこから出入りをしていたのですが、こっちを土地買収してから、出入りできるということで、ここは今、フェンスになっています。この写真は [] から撮った写真です。

○議長 この [] の土地というのは、広い田んぼですね。 []、2反半ですね。

○藤谷委員 これは、4枚あります。

○議長 藤谷さん、この土地の右側の広い大きな田んぼは、もう造成されているのですか。

○藤谷委員 いや、ここはまだです。話が進んでいません。

○議長 そうですか。進入路はどこになるのですか。

○藤谷委員 駐車場と書いているところです。

○議長 藤谷さん、ここの田んぼだったら水はどこから来るのですか。大池から来るのですか。それとも秋ヶ池からですか。

○藤谷委員 秋ヶ池です。

○議長 秋ヶ池から来るのですか。そうしたら、秋ヶ池から来る田んぼはもう大分減りましたよね。

○藤谷委員 大分減りました。こっちは [] がありませんからね。

○議長 この大池の方もほとんど田んぼ、ないですよ。

○岩本委員 少なくなりましたね。

○藤谷委員 この下の大きい広いところもです。

○岩本委員 来月か、再来月に [] の左の白くなっているところ、ここはまた転用が出ますね。

○議長 家が建つのですか。

○岩本委員 家を建てる看板が上がっています。

○議長 他に3番、意見ございませんか。ないようでしたら、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事については全て終了いたしました。これにて当委員会を閉会いたしたいと思います。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 31 年 3 月 20 日

議 長 澤田 秀隆

議事録署名人 日和佐 修

議事録署名人 井澤 信良